

広島県告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和四年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市比和町木屋原字栗屋五四八六、五四八七、五五〇一、五五〇三、五五二二、五五三五、五五三六、五五四〇、五五四三、五五五一、五五五四、五五五六、五五六〇の四、五五六二、五五六六の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）